

伊那市議会基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 議員の責務及び活動原則（第 4 条・第 5 条）
- 第 3 章 議会運営の原則と議会の機能（第 6 条—第 9 条）
- 第 4 章 市民との関係（第 10 条—第 12 条）
- 第 5 章 市長等執行機関との関係（第 13 条—第 17 条）
- 第 6 章 議員の政治倫理（第 18 条）
- 第 7 章 会派及び政務調査費（第 19 条・第 20 条）
- 第 8 章 議会事務局（第 21 条）
- 第 9 章 補則（第 22 条・第 23 条）

附則

わが国の地方公共団体は、議会の議員と執行機関である長のいずれをも直接公選とする二元代表制を採っているが、これはその選任に住民の意思を直接反映させるとともに、議会と執行機関としての長とが、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治体運営が図られることを期待したものである。

このような組織体制の下で、地方自治体が独自の責任と判断により、政策を立案し決定していく地域主権が進行し、住民に最も身近な市町村の役割が一層重要となる中で、特に市町村議会の果たす役割と責任は重くなり、住民からの期待はより高まってきている。

伊那市議会は、地域主権の潮流の中で、議会の機能を高めるために、これまでも議会の活性化や議会改革に取り組んできたところである。しかし、これまでの改革に満足することなく、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会、市民に開かれた議会を目指し、議会及び議員の役割と責務を再認識したときに、議会の機能を更に充実させるために議会基本条例の制定の必要性を認定するに至った。

よって、ここに伊那市議会は、二元代表制の下での議会及び議員のあり方を明確にするとともに、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、本条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及

び活動原則、議会と市民との関係並びに議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の厳粛な負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、市民の意思を市政に反映させるために公平かつ公正な議論を尽くすことにより、市政における唯一の議決機関としての役割を果たし、真の地方自治の実現を目指すものとする。

（基本方針）

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市民に対する積極的な情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意思を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 市長等の事務の監視機能の強化を図り、これを発揮すること。
- (4) 政策の立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。

## 第2章 議員の責務及び活動原則

（議員の責務）

第4条 議員は、市民の代表者として、市民全体の福祉の向上のために活動することにより市民の負託に応えるものとする。

（議員の活動原則）

第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- (1) 議員は、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 議員は、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思の把握に努めること。
- (3) 議員は、議会活動について、市民に対して説明すること。

## 第3章 議会運営の原則と議会の機能

（議会運営の原則）

第6条 議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会運営に努めなければならない。

（議員間討論の重視）

第7条 議会は、言論の府として、また、合議制の機関として、議員間討論の場を設けるとともに、これを重んじなければならない。

（議会の機能の強化）

第8条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(議長の責務)

第9条 議長は、中立公正に職務を遂行するよう努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

#### 第4章 市民との関係

(市民の参画機会の充実)

第10条 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に努めなければならない。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の意思を議会の審議に反映するよう努めるものとする。

3 議会は、市民との意見交換の実施等、市民の議会参画に係る制度の充実に努めるものとする。

(情報公開の推進)

第11条 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、開かれた議会運営に資するため、情報公開を推進しなければならない。

(議会広報の実施)

第12条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会に関心を持つよう広報活動を実施しなければならない。

#### 第5章 市長等執行機関との関係

(市長等との関係の基本原則)

第13条 議会は、二元代表制の下、市長等の事務が、適正、公平かつ効率的に執行されるよう監視しなければならない。

(議会の決議等の尊重)

第14条 市長等は、その事務の執行に当たっては、議会の決議、意見書及び提言を尊重するよう努めるものとする。

(議会への政策等の説明)

第15条 市長等は、市政における重要な計画、政策及び課題を議会に対して説明するよう努めなければならない。

(議会活動の尊重)

第16条 市長は、議会に関する予算の調整に当たっては、必要な議会活動の実施に差し支えないよう努めるものとする。

(市長等の議員への反問)

第17条 市長等は、議員の質疑又は質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。

## 第6章 議員の政治倫理

### (議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の負託により、市民の代表として市政に携わる機能及び責務を有することを自覚し、公正、誠実及び清廉を基本として、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

## 第7章 会派及び政務調査費

### (会派)

第19条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、基本的理念及び政策が一致する議員で構成し、議会活動を行う。

3 会派は、政策の立案、決定、提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### (政務調査費)

第20条 会派は、伊那市議会政務調査費の交付に関する条例(平成18年伊那市条例第269号)の規定に基づく政務調査費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派は、政務調査費の適正な執行に努めなければならないが、その使途については市民に対して説明責任を負う。

3 会派は、政務調査費を活用した調査研究の結果について、議長に報告するとともに議会活動の場で生かしていくよう努めなければならない。

4 会派は、政務調査費の全ての支出の証拠を明確にし、公表するとともに、政務調査費の透明性の向上に努めるものとする。

## 第8章 議会事務局

### (議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

## 第9章 補則

### (他の条例等との関係)

第22条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

### (見直し規定)

第23条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 16 日提出

伊那市議会議員 黒 河 内 浩

〃 小 平 恒 夫

〃 二 瓶 裕 史

〃 飯 島 進

〃 平 岩 國 幸

〃 若 林 徹 男

〃 飯 島 光 豊

〃 新 井 良 二

〃 前 田 久 子

(提案理由)

地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会と市民との関係並びに議会と市長その他の執行機関との関係を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、伊那市議会が市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、提案するものであります。